

板倉ニュータウングリーンブロック太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、板倉ニュータウングリーンブロック（以下「グリーンブロック」という。）を購入する個人又は法人が行う太陽光発電設備設置に要する経費を補助することにより、グリーンブロックの分譲促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人
グリーンブロック内に自ら又は2親等以内の親族が居住する住宅を建築する者をいう。
- 二 法人
グリーンブロック内に自らの売却型モデルハウスを建築する者をいう。
- 三 太陽光発電設備
太陽光パネル及びパワーコンディショナー（以下、「PCS」という。）をいう。
- 四 契約等
補助対象設備に係る契約、発注、工事着手その他これらに類する行為をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、太陽光発電設備をグリーンブロック内の住宅又は売却型モデルハウスに導入する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本補助金の交付対象外とする。

- 一 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
- 二 リース契約による事業
- 三 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
- 四 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
- 五 交付決定前に契約等を行う事業
- 六 同一の太陽光発電設備に対する他の補助事業
- 七 その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして企業管理者が適当でないと認める事業

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、表第1に定める要件の全てに適合するものとする。

表第1 補助対象設備の要件

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none">1 一般社団法人日本電気工業会(JEMA)「PCSの標準的仕様について(第7版2024年4月9日)」を遵守していること2 一般社団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けていること3 太陽光パネル出力及びPCS出力は、それぞれおおむね4.0kW以上とすること4 未使用品であること5 発電量を計測する機器を備えること6 発電した電気は自家消費し、余剰電力は(株)グリーンエナジーぐんまに売電可能な接続とすること7 夜間や雨天等の自家発電ができないときは、(株)グリーンエナジーぐんまから電気を購入可能な接続とすること

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 個人
 - 二 法人
- 2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 九 県税等の滞納がある者
- 十 その他本補助金の趣旨及び交付の目的に照らして企業管理者が適当でないと認める者

（補助対象経費及び補助額）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「補助額」という。）は、表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

表第2 補助対象経費及び補助額

補助対象設備	補助対象経費	補助額	上限額
太陽光発電設備	太陽光パネル、PCS、工事費 (消費税及び地方消費税を除く)	太陽光パネル出力 1kWあたり15万円	1補助対象者につき100万円

<助成金額の例>

太陽光パネル出力	PCS出力	助成金額
4.0kW	5.0kW	4.0kW×15万円=60万円
5.73kW	5.6kW	5.73kW×15万円=85万9千円 (500円切り捨て)
6.8kW	6.0kW	6.8kW×15万円=102万円⇒100万円 (上限100万円)

（補助金の交付申請及び交付決定）

第7条 申請者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に表第3に定める書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

表第3 補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類

番号	添付書類
01	住民票（法人の場合は「登記事項証明書」）
02	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（別記様式第2号）
03	補助対象設備の図面
04	補助対象設備の仕様書
05	補助対象事業の見積書
06	その他企業管理者が必要と認める書類

2 企業管理者は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 企業管理者は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(契約等の時期)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項に規定する交付決定後に契約等を行わなければならない。

(補助金の交付申請の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その変更等の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付変更等承認申請書（別記様式第4号）に表第4に定める書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- 二 補助金の額が変更になるとき。

2 企業管理者は、前項の規定による交付変更等承認申請があった場合は、その内容を審査し、引き続き補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付変更等承認通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 企業管理者は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

表第4 補助金交付変更等承認申請書（別記様式第4号）の添付書類

番号	添付書類
01	事業計画書（補助金交付申請書（別記様式第1号）の別紙）
02	補助事業の変更等の内容を確認できる書類
03	表第3の番号01から06までのうち、変更等となる書類

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付取下げ書（別記様式第6号）を企業管理者に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を完了したときは、その完了した日から起算して10日を経過する日までに、補助金実績報告書（別記様式第7号）に表第5に定める書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

表第5 補助金実績報告書（別記様式第7号）の添付書類

番号	添付書類
01	補助対象設備の設置完了写真
02	補助対象設備の図面
03	補助対象事業を実施したことを証する書類（納品書等）の写し
04	工事請負契約書の写し
05	補助対象事業に要した費用の支払いを明らかにする書類（領収書等）の写し
06	その他企業管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 企業管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、補助金請求書（別記様式第9号）を企業管理者あてに提出するものとする。

2 企業管理者は、前項の規定による適正な請求書を受けたときは、受領した日から30日以内に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 企業管理者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、この要綱の規定に違反したことにより企業管理者の指示を受け、この指示に従わない場合
- 二 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第15条 企業管理者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の実施に関し必要な事項は、企業管理者が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年9月27日から施行し、令和7年度の事業から適用する。